枚方市コロナ対策実施店舗応援コンサルティング委託仕様書

１　目的

新型コロナウイルス感染症に対応するため、小規模事業者が新しい生活様式に沿ったガイドラインを実施しようとしても、ポイントがわからず手を付けられていないケースや、感染対策宣言を行っていても、充分な対策を行えているか不安を感じているケース等がある。

一方で、充分な感染対策を実施することによる受入客数の減少や、新しい生活様式に即して販売形態の導入、補助金取得など、事業継続に関する課題もある。

そこで、本委託において、感染対策、販路拡大、補助金情報の周知等の支援を行うことで、枚方市内の小規模事業者の事業継続に資するようコンサルティング委託を行う。

２　委託概要

　（１）簡易感染防止対策パンフレット（ガイドラインの要約）の作成

　（２）販路拡大パンフレットの作成

　（３）委託作成パンフレット及び発注者作成の補助金案内パンフレット・市内デリバリー事業者の案内の各個店訪問配布、説明

　（４）市既存事業（経営相談）及び枚方市コロナ対策実施店舗応援事業への誘導案内

（５）感染予防対策動画作成

３　契約期間等

（１）契約期間　契約日　～　令和３年1月31日

　（２）個別訪問期間　準備完了次第～12月31日（少なくとも11月16日には開始すること）

　（３）印刷関係

　　　　個別訪問開始前に印刷関係は終わっていること。以下は、事業目安とする。

　　　　①案文作成　10月30日

　　　　②発注者最終校正　11月6日（２往復程度を想定）

　　　　③印刷完了　11月13日

　（４）動画撮影

　　　　個別訪問開始前に、枚方市ホームページに掲載できるよう完成させること

４　支払条件

完了払い

５　仕様書の適用等

本仕様書は、業務に関して必要な事項を定めたものであり、受注者は、本仕様書及び発注者の指示に従い、業務を実施しなければならない。

また、本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者協議の上これを定め、受注者は、発注者の指示に基づいて業務を遂行するものとする。

６　法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

７　守秘義務の保持

受注者は、業務上知り得たすべての情報について、発注者の承認を得ずに他に提供してはならない。

８　業務従事者等

　（１）受注者は、業務の実施にあたって、業務責任者を配置し、業務に関して専門的知識及び経験を有する者を従事させるものとする。

　（２）受注者は、発注者が定める監督職員と常に密接な連絡をとらなければならない。

９　数量等

　　対象：枚方市内の飲食店を中心とした小規模事業者

個店訪問数：1000店舗以上

作成物：1500部（10①②に記載するガイドラインのみ）

目標新規感染対策店：300店舗程度

※個店訪問数については、初回打ち合わせ時に、計画日数を提出し、計画日数内で対応できた場合は、残日数についても対応を行うこと

10　委託業務仕様

1. 作成物

①感染対策簡易パンフレットの作成

構成：A4・２P・カラー刷り

内容：次の内容及び別紙のパンフレット作成イメージを踏まえ、発注者と協議すること。

なお、パンフレット作成イメージは、印刷のボリューム感を示すためのものであって、デザインや掲載内容については、受注者の創意工夫をもって作成すること。

　＜掲載例＞

　　　・各業種に概ね共通する感染対策

　　　・飲食店向け

　　　・小売店向け

　　　・チェックシート

　　　成果品は、枚方市ホームページで掲示し、小規模事業者が閲覧できるようにする。

また、QRコードを紙面内に付加し、市の感染防止対策推進ページを容易に閲覧できるようにすること

　　　　　 印刷数：次項②と合わせ1,500部作成すること

　　　　②販路拡大パンフレット作成

　　　　デリバリー・テイクアウト・非対面型ビジネスモデルの種類や方法等を示したパンフレットを作成

構成：A4・２P・カラー刷り

内容：次の内容及び別紙のパンフレット作成イメージを踏まえ、発注者と協議すること。

なお、パンフレット作成イメージは、印刷のボリューム感を示すためのものであって、デザインや掲載内容については、受注者の創意工夫をもって作成すること。

　　＜掲載内容例＞

* テイクアウト関係の必要物品、注意事項（概ねの費用感などを示す）
* デリバリー参入の必要物品、注意事項、方法（概ねの費用感などを示す）
* キャッシュレス決済や、ECサイトの導入など（概ねの費用感などを示す）
* 資材サイト等の探し方など

印刷数：②と合わせ1,500部作成すること

　　　　③店内掲示用ポスター

店内掲示用のポスター（A４）のデザインを10案程度作成すること。作成内容は下記に例示を行っているが、初回打ち合わせ時に受注者は作成案（タイトル）を提示し、受注者と協議の上、決定するものとする。

ただし、（２）で小規模事業者を訪問する際には、見本を印刷し携行するものとする。

作成物は以下の例示を基本に受注後、発注者と協議する。

なお、データ納品のみで、印刷物の納品の必要はない。

　＜作成物例＞

・ハンドドライヤーの中止

・コイントレーの利用

・マスク着用・消毒

・咳エチケット

・袋詰め作業のセルフ化

・一人来店推奨

・消毒済み

　　　　　・２ｍ距離目安（足元掲示用）

　　　　④その他

・画像をできるだけ用い、対策に係る概ねの費用などをイメージできるものとすること。

・①②については、概ねのページ数を示したもの。調整し、見開きA4・４ページ構成のA３中折裏表で作成すること。（別紙のパンフレット作成イメージを参照。）

・作成物に関しては、著作権は、枚方市のものとし、枚方市役所のホームページ内に掲載の上、印刷を自由にできるようにすること。

（２）小規模事業者の個店への訪問配布・説明

①配布物

ア　10（１）①作成の感染予防簡易ガイドライン

イ　10（１）②作成の販路拡大パンフレット

ウ　発注者が用意する補助金関係案内

エ　市内デリバリー事業者から申し出があった加入案内等

オ　枚方市立地域活性化支援センター関係（経営相談）のチラシ

カ　その他、発注者が指定する配布物

②説明内容

ア　感染予防簡易ガイドラインに基づき説明し、枚方市ホームページに掲載する10（１）③店内掲示用ポスター等の活用を推奨する。

イ　店舗の状況に応じて10（１）②販路拡大のパンフレットからテイクアウト・デリバリー、ECサイトの導入をピックアップし、説明する。

　ウ　小規模事業者持続化補助金などの各種補助金について、補助金関係案内に基づき、概要を説明する。

　　　詳細については問合せを受けた場合は、各補助者の連絡先を誘導すると共に、申請時に必要になる書き方指導等については、枚方市立地域活性化支援センターの経営相談の利用に誘導する。

　エ　枚方市コロナ対策実施店舗応援事業による参加店舗募集案内及び登録用紙の配布。

③訪問先

　　　　　枚方市内の飲食店舗を中心に1,000店舗以上（許認可権者が公表している情報と大阪府感染防止宣言ステッカー登録店舗・登録施設一覧を対照するなどして選定）

なお、訪問時及び市に訪問要望が小売店舗からあった場合については、配布・説明の対応を行うものとする。

また、巡回する店舗は、日中（9：00～17：00）だけではなく、夜間（17：00～22：00）のみ開店する店舗も巡回するよう、人員配置を行うこと。

④従業員の教育

　　　　　 各事業者を訪問する従業員は、資料の内容を把握し、適切に回答を行えるよう教育を行うこと。

各資料の内容を超える質問については、関係省庁や、枚方市立地域活性化支援センターの経営相談に引き継ぐ対応を行うが、各事業者の信用を失わないよう、丁寧な対応を心掛けるよう指導すること。

訪問時には、実行委員会からの委託事業であることがわかる名札を着用すること。

　　　　⑤交通法規等の遵守

　　各事業者を訪問する際には、公共交通機関の利用を念頭に、必要に応じて車両等を利用し、訪問する。その際は交通法規を遵守し、路上駐車を行わないようにすること。

（４）［再掲］訪問時等において、補助金申請の支援を求められた場合は、枚方市立地域活性化支援センターの経営相談の利用を誘導する。

（５）動画撮影

　　　・講師手配を行うこと。

　　　・内容

　　　　次の内容を基本とし、初回打ち合わせ時に方針・内容を発注者と協議し、決定すること。

時間１～２分程度

①　簡単な感染対策の動画　１分程度

②　テイクアウト、デリバリー時の注意点等　１分程度

　　　　　ただし、本委託中の印刷物の内容等と齟齬がないようにすること。

（６）訪問事業者のレポート作成

　　　　訪問した事業者について、次の情報を取りまとめ、報告すること。

　　　　・訪問日時

・店舗名

　　　　・店舗種別（飲食店・小売店・その他）

　　　　・住所

　　　　・感染対策の状況（有・なし・予定）

　　　　・クーポン券事業への参加の状況（有・なし・予定）

11　再委託の承認

再委託については、予め発注者に再委託事業者の候補を提出し、その承認を得ること。

12　受注条件

　 （１）中核市以上の地方公共団体・国等から各戸訪問の委託を受けたことがあること。

　 （２）受注者の事務所が枚方市役所まで概ね２時間以内で到着できる範囲にあり、問題発生時に遅滞なく枚方市役所において面談報告が行えること。

１3 その他

（１）業務周知にあたっては、枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会委託事業であることを明確にするため、「枚方市新型コロナウイルス感染症対策事業者支援実行委員会」からの委託を受けて実施している事業である旨を明記すること。また、チラシ等の掲載内容について、発注者に内容確認を行い、修正等を行うこと。

（２）各作成物等に着手する前に、発注者と内容の協議を行うこと。

（３）協議及び会議における打合せ内容について議事録を作成すること。

（４）発注者の求めに応じて業務の見直し改善を適宜図ること。

（５）事業実施にあたり、他の公的機関、団体、民間事業者とも必要に応じて連携し、効果的な実施に努めること。

（６）業務にあたっては、感染予防のガイドライン等に基づき、適切な感染防止対策をすること。